

契 約 書

(指定居宅介護支援事業)

利用者： _____ 様

事業者： 特定非営利活動法人 ころ

_____ 居宅介護支援事業所 ころ

居宅介護支援事業所こころ 利用契約書

_____様（以下、「利用者」といいます）と特定非営利活動法人こころ居宅介護支援事業所こころ（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を支援し、指定居宅サービス等（福祉サービス）の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整、その他便宜を図ります。

第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、また、要介護認定が更新された場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその名前を通知します。

第4条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第5条（公正中立なケアマネジメントの提供および利用者の意思・人格の尊重）

事業者は、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、専門職種としてのアセスメントを基に、公正中立にケアマネジメントを行います。

また、本契約は利用者の意思に基づいた契約であることから、利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、合わせて事業者にも当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来るものとします。

さらに、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者および家族から求めがあった場合には、当事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護等のサービス利用状況を開示させていただくこととします。また、利用状況については、介護サービス情報公表システムにおいても閲覧いただくことができます。

第6条（居宅サービス計画の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者および家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者および家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第7条（経過観察・再評価）

事業者は居宅サービス計画作成後、次に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者およびその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定等区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第8条（入院時の医療機関等との連携）

利用者が入院された場合、利用者の情報を入院先の医療機関と共有することで、円滑な入退院の援助を行います。そのために、入院の際は担当ケアマネジャーの氏名と連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。担当ケアマネジャーの名刺を保険証等と一緒にしておいていただくことなども推奨致します。

第9条（施設入所の支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他の支援をします。

第10条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第11条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第12条（要介護認定等の申請に係わる援助）

1. 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第13条（サービスの提供の記録）

1. 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
2. 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 第15条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書等で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書面（引継ぎに関する資料）等を作成し、利用者もしくは新たな居宅介護支援事業所へ交付します。

第14条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、【重要事項説明書】のとおりです。

第15条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、文書もしくは申し出で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族が事業者や介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合。
 - ③ 利用者が死亡した場合。

第16条（秘密保持）

1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者およびその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者および当該家族の個人情報を用いません。

第17条（虐待防止に関する取り組み）

事業者は、法人代表者を責務者とした虐待防止委員会の設置ならびにその指針を整備し、従業者へ定期的な研修等を実施することで、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するとともに、発見時には速やかに行政をはじめとした関係機関への報告を行なう等、必要な措置を講じるものとします。

第18条（身体拘束禁止に関する事項）

事業者は、法人代表者を責務者とした身体拘束廃止委員会の設置ならびにその指針を整備し、従業者へ身体拘束禁止に関する定期的な研修等を実施するとともに、介護保険法に定められた身体的拘束禁止の考えに基づき、「身体拘束その他利用者の行動を制限する行為」を禁止とします。発見時には速やかに行政をはじめとした関係機関への報告を行なう等、必要な措置を講じるものとします。なお、利用者の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合の「身体拘束禁止の解除」に関しては、別途、介護者・関係機関・行政と協議の上、検討を進めていくものとします。

第19条（事故発生時の対応および賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、関係機関と速やかに情報の共有を図るとともに、法に基づきその損害を賠償します。

第20条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第21条（善管注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第22条（本契約に定めない事項）

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第23条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対し、本書面にもとづき居宅介護支援の契約事項を説明しました。

【事業者】

〈事業者名〉 特定非営利活動法人ころころ 居宅介護支援事業所ころころ
(東京都 第1373204385号)

〈住所〉 東京都町田市木曾町514-22

〈代表者名〉 大島 泰嗣 印

契約締結日 年 月 日

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援の契約事項について説明を受けました。

【契約者】

利用者

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____

私は、本人の署名代行意思を確認のうえ、本人に代わり上記署名を行いました。

(代筆者)

〈住所〉 _____

〈氏名〉 _____ (続柄: _____)

〈代筆の理由〉 _____